

番号	御意見の概要	御意見に対する考え方
1	国内外で連携し、国民生活を守っていくことは大切であり、案に賛成である。 輸出国政府との協議等に尽力いただきたい。	国民の皆様から頂戴した貴重なご意見を真摯に受け止め、本計画(案)を着実に実施することにより、輸入食品の安全性確保に努めてまいります。
2	輸出国には日本の法制度をしっかりと知っていただくことも大事なことで考えている。政府からの働きかけのみならず、政府と輸入業者が連携し、輸出国とのより密な関係づくり等を行い、これらの施策を着実に実行していただきたい。あわせて、輸出国での食品製造現場の現状把握や食品安全に対する考え方等の事前調査、情報収集を十分に行い、輸出国の課題や求める支援を的確に実施していただきたい。	本計画(案)に基づき、引き続き、輸出国段階における衛生管理対策をさらに推進し、輸入食品の安全性確保に努めてまいります。
3	輸出国対策、輸入時対策、国内対策を一貫した施策として行うことも重要。貴省と外務省、消費者庁、都道府県等との連携をより強化し、定例の合同会議の開催など、意思疎通や情報交換、情報共有を一層充実させること。	輸入食品の安全性を確保するため、食品供給の行程の各段階において適切な管理がなされるよう本計画(案)に基づき監視指導を実施するとともに、関係府省庁や都道府県等との連携、関係団体等が開催する講習会等に担当者を派遣することなどを含め、輸入者による自主的な衛生管理の推進に取り組んでまいります。 また、上記取組が着実に実施できるよう、引き続き、適切な監視体制の整備等に努めてまいります。
4	輸入食品においては輸出国対策として、二国間協議や現地調査等に努めているが、さらなる強化を図るため、輸出国でのコーデックスHACCPまたは同様の認証制度等を輸入の要件とされることを希望する。	我が国においては、食品等事業者のHACCPによる衛生管理の実施を義務としており、義務化にとめない、輸入食品に対しても同様の対応を求めています。乳製品や水産食品等、特に適切なリスク管理が求められる動物性食品については、食肉等と同様に、輸出国政府機関が発行した衛生証明書を輸入の要件としています。
5	加工食品は、様々な形で輸入されている。日本で加工される食品の原材料、添加物等も多く輸入されている。事業者に対し、自主的な安全管理の推進を徹底するよう指導するとなっている。偽装等の防止対策も必要である。ますます増加する加工食品について、一層の検査の充実と業者への指導を行うべきと考えている。	加工食品の安全管理については、輸入加工食品の自主管理に関する指針(平成20年6月5日付け食安発第0605001号)により、輸入者に対し、輸出国での原材料、製造・加工、保管及び輸送等の各段階における確認事項等を示し、自主衛生管理の推進を図っています。検疫所においても、引き続き、本計画(案)に基づき、重点的、効率的かつ効果的な検査や輸入者等に対する指導等を行ってまいります。
6	日本には海外から多くの遺伝子組み換え農作物が輸入されている。遺伝子組み換え農作物の輸入基準が守られているかは消費者にとって大きな関心事である。この大量な農作物の検査がきちんと行われているのか安全性について最新の検証をし、対策をするべき。 また、ゲノム編集技術応用食品について、安全性に不安を感じる消費者も多く、安全性審査と表示の義務付けが必要だと考える。ゲノム編集技術応用食品であることの消費者への情報提供がされるよう、消費者庁と連携して対応していただきたい。 日本は食用の遺伝子組み換え作物の栽培は行っていませんが、年間数千万トンの遺伝子組み換え作物を輸入し、加工食品の原料や畜産の飼料(エサ)として利用しており、今後、ゲノム編集食品の流通も予測されます。ぜひ、輸入食品監視指導計画の中でも、ゲノム編集食品を含めた遺伝子組み換え食品の監視計画およびその対策について明記されることを望みます。	食品衛生法において、内閣総理大臣が定める遺伝子組換えに係る安全性審査の手続きを経ていない食品やこれらを原材料に用いた食品等の製造、輸入、販売などを禁止しています。今後とも、関係府省庁及び輸出国政府と連携しながら海外からの情報把握に努め、必要に応じモニタリング検査を行うなど、安全性未審査の遺伝子組換え農作物等が輸入されないよう、適切に対応してまいります。 また、ゲノム編集技術応用食品及び添加物については、消費者庁において安全性審査や届出等の対応が行われているところです。ゲノム編集技術応用食品及び添加物のうち、その塩基配列の状況をみた場合、最終的に自然界又は従来の育種技術で起こりうる範囲の遺伝子変化のものは、従来の育種技術による食品と同程度のリスクと考えられることから、届出の対象とされています。一方、ゲノム編集技術応用食品及び添加物のうち、外来遺伝子が組み込まれたもの等、従来の育種技術では起こりえない範囲の遺伝子変化のものについては、組換えDNA技術応用食品等と同様に、安全性審査の対象と整理されています。この整理は、国産品だけでなく、輸入食品についても適用されます。このことについて、海外の開発者等への認知を促すため、消費者庁のホームページ、検疫所を通じての周知や在京大使館を通じて海外への周知を図るなど、引き続き届出の実効性が十分確保されるよう取り組んでまいります。 なお、ゲノム編集技術応用食品及び組換えDNA技術応用食品に係る安全性審査及び表示に関連するご意見については、消費者庁にお伝えします。
7	輸入者が食品衛生上の規制や責務について理解を深め、自ら輸入食品等の安全確保に努めることは、法令に違反する食品を減らすために効果的であるため、着実に実行していただきたい。	法違反が発見された場合は検疫所、本省及び都道府県等は、相互に連携を図り、輸入食品等の安全性を確保するため、輸入者に対し、迅速な回収、原因究明及び再発防止を講じるよう指示するとともに、輸入時における検査の強化等の必要な措置を講ずることとしています。また、輸入食品等の流通状況についての確認が常時行えるよう、輸入及び販売状況の記録等の適正な作成及び保存に努めること及び法違反が発見された場合において、関係する検疫所又は都道府県等に当該記録を速やかに提供することが可能となるよう指導することとしています。今後とも、適切な監視体制の整備や輸入者への指導を適切に実施すること等により、輸入食品の安全性確保に努めてまいります。

番号	御意見の概要	御意見に対する考え方
8	<p>特にいわゆる「健康食品」は、近年、国内外において健康被害が複数報告されている。本年においては、紅麹問題以降で確認されている強化項目が追加されていることは評価する。健康食品(医薬品や化粧品含め)の輸入に関しては、個人輸入の広がりや、越境プラットフォームの問題等、安全性や有効性にリスクがあり、健康被害も多数報告されている状況について憂慮している。健康被害を未然に防ぐため、食品に利用可能な成分であるか、適正製造規範(GMP)に基づく製造、販売がされているか、食経験を十分に有するものであるかの確認など、安全性の確保に努めるよう指導するとともに、被害情報やリスク情報を幅広く収集し、輸入者に必要な情報提供を行うこと。ただし、食経験の考え方は整理を行い、定義を明確化し、抽出した成分、製造工程の大幅な変更についても既存の食品とは別のものとして扱うべきと考えている。</p> <p>「錠剤、カプセル剤等食品」への徹底した監視指導をおこなうこと(理由)いわゆる「健康食品」の「錠剤、カプセル剤等食品」に係るガイドラインに基づく指導が新たに記載された。「錠剤、カプセル剤等食品」については成分の培養、濃縮、抽出等の工程があり、また過剰摂取もしやすい形状であることから健康被害を生じさせない対策の重要性が指摘されており、輸入食品においても監視指導を徹底し、被害を生じさせないことを求める。</p> <p>インターネットの普及等により、個人での輸入が気軽にできるようになった現在、健康食品の輸入も増加し、それにあわせて健康被害が続発しています。健康食品は、対象者や摂取方法、原料等によっては有害になる危険性をはらんでいます。消費者庁など他の省庁とも連携し、健康被害の発生を未然に防止するための監視・指導の強化を図られることを望みます。</p>	<p>輸入食品の安全性を確保するため、関係府省庁や都道府県等との連携を図り、適切な管理がなされるよう監視指導を実施することが重要であると考えています。また、本計画(案)5(3)①のとおり、いわゆる「健康食品」として販売される食品にあつては、食品に利用可能な成分であるか、国内外での食経験や健康被害があるか否かの確認など、輸入者に対して安全性の確保に努めるよう指導するとともに、輸入者による自主的な衛生管理を推進します。引き続き、本計画(案)を着実に実施することにより、健康食品を含めた輸入食品の安全性確保に努めてまいります。</p>
9	<p>輸入届出件数が2012年度218万件から2020年度以降には240万件程度に増加しているのに対し、2020年度以降の検査総数は2012年度よりも約2万件少ない20万件前後で推移している。検査総数の割合は、2012年度10.2%の後、2013年度9.2%から2023年度8.5%まで、一桁台が続いている。より安全な輸入食品の流通、消費者の安心を実現するため、検査総数の割合を10%台に引き上げる計画とすることを求める。</p> <p>その際、2021年度から10万件で固定されているモニタリング検査計画数について、より高い確率で違反品目を発見できるように検査計画数を増やすことを求める。少なくとも、令和6年度より多い計画数が設定されている項目の増加件数(合計4,310件)を維持しつつ、件数が減らされている項目については令和6年度の件数に戻すことを求める。</p>	<p>輸入食品の検査は、①初めて輸入される食品や継続的に輸入される食品に対して行う指導検査、②過去の検査結果から違反の可能性が高い食品に対して行う検査命令、③過去の検査結果等から違反の可能性が低い食品に対して行うモニタリング検査を実施し、違反食品が輸入されることを防止しております。このように違反リスクに応じた検査を実施しており、違反食品が減少すれば、結果として検査率が低下する場合もあることから、検査率だけを捉えて安全確保の取り組みが十分か評価することは適当ではないと考えております。引き続き、違反リスクに応じた適切な検査の実施に努めるとともに、本計画(案)に基づき、輸入食品の安全性確保に努めてまいります。</p> <p>また、本計画(案)において、5(1)②のとおり、重点的、効率的かつ効果的なモニタリング検査を行うため、統計学的に一定の信頼度で法違反を検出することが可能な検査数を基本として、食品群ごとに、法違反率、輸入届出件数、輸入重量、違反内容の健康に及ぼす影響の程度等を勘案し、モニタリング検査の検査項目別の検査件数を策定しています。</p>
10	<p>検査件数について、昨年度との違いは</p> <ul style="list-style-type: none"> ・抗菌性物質:水産加工食品では件数を減らし、農産系では増やしている ・残留農薬:農産食品や飲料では増やすものの、農産加工品やその他食料品で減らしている ・添加物:農産加工品で減らし、その他食料品で増やしていることだが、このあたりの増減の根拠をお示しいただきたい。 	<p>モニタリング検査の検査項目別の検査件数は、前年度の輸入届出件数、法違反率、違反内容を勘案して設定しており(本計画(案)5(1)②)、その結果、令和7年度は、水産加工食品の抗菌性物質、農産加工食品の残留農薬等の検査件数を減らし、農産食品及び農産加工品の抗菌性物質、農産食品及び飲料の残留農薬等の検査件数を増加させることとしています。</p>
11	<p>輸入食品監視指導計画中の記載「農薬等」について、「残留農薬等のポジティブリスト制度」にいう「農薬等」と同義と考えられるため、本計画(案)の文書中で「農薬等(農薬、飼料添加物及び動物用医薬品をいう。以下同じ。)」のように用語の定義づけが必要と考える。</p> <p>6ページ目の検査命令の解除について、輸入がなく検査実績がゼロであっても2年間経過したことをもって解除されるように読めるが、これでは「法違反の食品等が我が国に輸出されるおそれがないと認められる場合」とは判断できないと考える。特に、健康被害が発生するおそれのある検査項目については慎重に解除を検討すべきであり、対外的にわかりやすく示す必要があると考える。統計学的手法に基づき、特定の食品群に1%以上の違反食品が含まれている場合に一定の信頼度(95%)で1件以上の違反を発見することができる検査件数(299件)を元にして、1年間違反なし+検査命令の実施件数300件と設定したのであれば、2年間違反なし+検査命令の実施件数60件とし、輸入実績が少ない対象品であっても法違反の食品等が我が国に輸出されるおそれがないと認められる期間としてはもっと長い期間(たとえば5年)とするなど、検査実績を踏まえて段階的に検討ができるようにすることが望ましいと考える。</p>	<p>「農薬等」については、消費者庁において残留基準が設定されているポジティブリスト制度の対象であるものを指すところ、本計画(案)から農薬等のポジティブリスト制度と同義で使用されていない「農薬等」の記載を削除しました(5(1)④アii及びイii)。なお、当該修正により、検査命令の解除の考え方を含め従前の運用と変更が生じるものではございません。</p> <p>また、検査命令の解除については、本計画(案)5(1)④イにおいて示しているとおり、それぞれの検査の対象となる食品のリスクに応じた対応をとっています。具体的には、輸出国において再発防止策の確立がなされた場合に解除することや、検査命令の解除後にモニタリング検査を強化する等の段階的対応をとることなどにより、輸入食品の安全性確保を図っております。</p>

番号	御意見の概要	御意見に対する考え方
12	<p>消費者への情報については、ホームページ・SNSで発表することが主となっているが、一般消費者が、適切な情報を得るための対策をたてるべき。農林水産省や消費者庁等関係各機関との連携をしっかりと行い、消費者への情報提供に努力し、明確かつ迅速な情報公開もお願いしたい。また一方的な情報だけでなく、消費者の意見を受け止めるリスクコミュニケーションを求める。</p> <p>輸入食品に関するリスクコミュニケーションを引き続き重視し、強化してください。より多くの消費者が身近な場所でわかりやすい情報に触れられるような具体的な取り組みをすすめてください。</p> <p>一般消費者における食品安全のリテラシー向上のため、引き続きリスクコミュニケーションを重視して取り組んでください。貴省公式SNSや各種媒体を活用した、食品の安全確保の取り組みに関する情報提供のさらなる発展に期待します。</p> <p>輸入食品に対して不安を感じる消費者は、依然として少なくありません。輸入食品の安全確保についての取り組みもわかりやすく取り上げていただくよう要望します。消費者との相互理解を効果的に深めるためにも、受け手に寄り添った分かりやすい伝え方・見せ方を追求してください。輸入時の検査、違反件数や割合、推移などについても消費者の目に届くように公表をお願いします。そうした情報を理解することで不安が少しでも解消されると考えます。より良いリスクコミュニケーションを実現させるため、引き続き輸入食品の監視強化をよろしくお願いします。</p> <p>一般消費者における食品安全のリテラシー向上のため、引き続きリスクコミュニケーションを重視して取り組んでください。貴省公式SNSや各種媒体を活用した、食品の安全確保の取り組みに関する情報提供のさらなる発展に期待します。</p> <p>輸入食品に対して不安を感じる消費者は、依然として少なくありません。消費者との相互理解を効果的に深め、より良いリスクコミュニケーションを実現させるためにも、輸入食品の安全確保についての取り組み等を、わかりやすく取り上げていただくことを要望します。</p>	<p>国民の皆様が適切な情報を得て、また意見交換を行うといったリスクコミュニケーションの取組は重要であると考えております。本計画(案)においては、5(5)④において食品等の安全に関するリスクコミュニケーションとして、都道府県等及び関係府省庁並びに関係団体と連携して意見交換会を実施するなど、食品等の安全性に関する取組及び認識について相互理解が深まるよう努めることとしております。引き続き、関係省庁とも連携を図り、効果的なリスクコミュニケーションの実施に取り組んでまいります。</p>
13	<p>昨年の意見への回答に「検疫所職員の資質向上、適切な人員配置、検査機器の整備等、適切な体制の整備に努める」とある。このうち、食品衛生監視員の資質向上については、本計画案P15「(6)その他監視指導のために必要な事項」の①に記載があるが、適切な人員配置、検査機器の整備等についての記載が見当たらないので、具体的な記載を求める。</p>	<p>本計画(案)4(2)に、ご指摘の「適切な人員配置、検査機器の整備等」を含め、適切な監視指導を徹底するための体制の整備を図っていく旨記載しております。</p>
14	<p>食品衛生監視員の研修等で資質の向上を目指すとともに、検査率を上げていくためにも、食品衛生監視員の増員など更に体制の拡充を求める。</p> <p>引き続き、食品衛生監視員の増員等、監視体制全体の強化を図ってください。</p> <p>輸入食品の届け出件数の増加や経済連携協定の推進等により、今後さらに多様な加工食品の輸入増加が見込まれます。これまでの対策を継続して進めるとともに、引き続き検疫所の食品衛生監視員のスキルアップや人員及び検査機器の確保等、監視指導体制の強化に力を入れてください。</p> <p>経済連携協定の進展に伴う輸入食品の増加や、グローバル化に伴うフードチェーン等の複雑化が憂慮されます。安全確保をより堅固なものにするためにも、食品衛生監視員の増員はもとより検査機器の充実など、さらなる体制強化を図ることを希望します。</p>	<p>輸入食品等の監視体制については、引き続き、輸入動向等を勘案しつつ、検疫所職員の資質向上、適切な人員配置、検査機器の整備等、適切な体制の整備に努めてまいります。さらに、こうした取組に加え、輸出国対策を推進することにより、輸入食品の安全性確保に効果的に取り組んでまいります。</p>
15	<p>食品防御(フードディフェンス)の問題に対し、調査研究や国内外関係機関との連携、関係者等による意見交換や研究会の設置などの対応を求める。輸出国情報の収集、二国間協議、現地調査、技術協力など様々な手段を用いて、輸出国の安全対策に関する施策を継続的に行うこと。</p>	<p>食品防御(フードディフェンス)については、事業者の業種、規模、施設等の実情に応じ、労務管理を含めた組織経営全般における対策が必要となるため、事業者自身による自主的な取組を行うことが基本となります。</p> <p>このため、必ずしも公衆衛生規制や輸入時検査のみによって防ぎ得るものではありませんが、厚生労働省としては、輸入者自身による自主管理や輸出国における衛生管理の推進も有効であるとの認識から、輸入加工食品の自主管理に関するガイドライン(平成20年6月5日付け食安発第0605001号)を策定するとともに、食品防御(フードディフェンス)に関する研究を実施し、異物・毒物の混入防止を含めた安全確保の取組を推進しているところです。</p> <p>今後とも、輸出国の安全対策に関する情報収集等を実施するとともに、関係機関と連携し、輸入食品の安全性確保に努めてまいります。</p>
16	<p>食品輸入を強化する以前に、添加物使用許容が緩すぎる日本の現状が問題である。</p>	<p>食品添加物の使用基準に関連するご意見については、消費者庁にお伝えします。</p>